

単品スライド条項の適用について

国分寺市は、建設資材等の価格高騰を踏まえ、工事請負契約約款第23条第6項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用しております。

記

1. 対象品目

(1) 鋼材類

H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管抗、鉄鋼二次製品（管材、ガードレール等）、スクラップ等、鋼材を主原料として構成されている材料

(2) 燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

(3) 上記以外で、価格上昇要因が明確であるその他の資材

2. 適用日

平成20年9月12日

3. 対象契約

工事請負契約（約款に単品スライド条項の規定があるもの。単価契約を除く。）のうち、適用日時点で継続中のもの及び適用日以降に契約を締結するもの

4. 契約変更の条件

品目ごとの変動額（※1）が基準額（※2）を超えた場合に、スライド額の算出対象とします。

（※1）変動額は品目ごとに算出します。ただし適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に含まれる資材の変動額は含めません。

（※2）基準額は対象工事金額の1%とします。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に相当する金額を控除した額の1%とします。

5. スライド額

スライド額の算出対象となった品目の変動額の合計額から対象工事金額の0.5%相当額を控除した額とします。

（経済情勢等や本市発注工事の多くを中小企業者が受注している状況等を勘案し、請負者の負担は、対象金額の0.5%とします。）

6. 契約変更時期等

原則として工期末の2か月前までに請負者からの請求を受け、工期末に契約変更を行います。ただし、対象契約工事で工期の末日が平成20年11月12日以前である工事にあつては、単品スライド条項について申出があつた時点で、協議が整ったものとみなします。

7. 運用の詳細

（1）具体的な運用は、東京都の運用マニュアルに準じます。なお、東京都では局ごとに運用マニュアルが異なるため、本市の工事担当所管がどの局の積算基準に準じているかによって準用する運用マニュアルを決定します。

（2）個別の案件に対する適用の相談は、当該案件の工事担当所管で受け付けます。

問合せ・申請先

総務部契約管財課契約係 042-312-8690